

## TOPICS 01

## 国民健康保険税のおしらせ

### ●令和5年度の国民健康保険税の税率

1年間の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分を合計した金額です。令和5年度から資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の税率を改正しました。また、国の税制改正により②後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられています。詳細は、広報ひらかわ令和5年3月号または市ホームページをご覧ください。



### ●軽減判定基準が変わります

国民健康保険税は、世帯の所得額に応じて均等割額と平均割額が軽減されます。この軽減判定基準が、地方税法の改正により変更されます。

軽減区分	軽減判定所得基準（世帯の所得額）	
	変更前	変更後
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※ - 1) 以下	
5割	43万円 + (28.5万円×被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数※ - 1)} 以下	43万円 + (29万円×被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数※ - 1)} 以下
2割	43万円 + (52万円×被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数※ - 1)} 以下	43万円 + (53.5万円×被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数※ - 1)} 以下

※給与所得者等の数 一定の給与所得者・・・給与収入が55万円を超える方

一定の公的年金等の支給を受ける方・・・(65歳未満) 公的年金等収入金額が60万円を超える方

(65歳以上) 公的年金等収入金額が125万円を超える方

[問合せ] 税務課 国保係 ☎55-5328

## TOPICS 02

## 後期高齢者医療保険料のおしらせ

### ●保険料の計算方法について

保険料は、均等割額（被保険者が全員納める額）と所得割額（所得に応じて納める額）の合計額です。



※1 世帯の所得が低い方などには軽減措置（2割・5割・7割）があります。

※2 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除（43万円）を差し引いた額です。

### ●加入日の前日まで社会保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額の負担が免除され、加入してから2年間は均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い場合は、均等割額の軽減（7割）が適用されます。

### ●交通事故などにあったときは

交通事故や暴力など、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けるときは、必ず平川市へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。届出がないと被保険者証を使えないことがあります。

[問合せ] 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821、税務課 国保係 ☎55-5328

## TOPICS 03

## 新型コロナワクチンの春開始接種について（5月23日現在）

### ●追加接種（3回目以降）の対象となる方

初回接種を完了した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 5歳以上の基礎疾患有する方
- ③ 医療・高齢者施設等の従事者



### ●接種するワクチン

【12歳以上の方】

モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン

【5歳～11歳の方】

ファイザー社製小児用オミクロン株対応2価ワクチン

### ●接種費用 無料

### ●予約受付開始日

年齢	予約受付開始日
18歳以上	受付中
12～17歳	6月20日(火)
5～11歳	受付中

#### [問合せ]

新型コロナワクチン接種対策室 ☎55-5829

### ●初回接種

12歳以上の方の市内での初回接種は、使用するワクチンが国から供給されないことから、6月30日をもって終了します。7月1日以降に初回接種を希望される方は、ご自身で接種会場を探していただくようお願いします。

### ●その他

- ・春開始接種の対象とならない方で、すでにお手元に接種券をお持ちの方は、秋開始接種（9月1日～）の時期まで大切に保管してください。
- ・65歳以上の方への日時指定のお知らせは、5月31日発送分をもって終了しました。6月以降に接種券が発送される方は、ご自身で予約が必要になります。
- ・5月8日から青森県の新型コロナウイルス感染症に係るお問い合わせ先が変更となっておりますのでご注意ください。

青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談

☎0570-065-965

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



## TOPICS 04

## 脳ドックの検査費用の一部を助成します

平川市国民健康保険に加入している方の脳および脳血管疾患の早期発見と予防を目的として、脳ドックの検査費用の一部を助成します。

### ●対象者

脳ドックの検査実施日において平川市国保加入者（国保税に未納のない方）で、満30歳～満69歳の方。

### ●検査内容

頭部MRI、頸部血管超音波検査または頸部MRA検査、血圧測定、腹囲測定、血液学的検査、生化学的検査、尿検査

### ●実施医療機関

- ①黒石市国民健康保険黒石病院
- ②弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（☎28-8220）
- ③弘前脳神経外科クリニック（☎88-5212）
- ④吉川脳神経外科クリニック（☎26-6120）
- ⑤木村脳神経クリニック（☎31-3117）

### ●自己負担

7,000円

(検査実施日当日に医療機関にお支払いください)

### ●受付開始 6月15日(木)

### ●実施期間

- ① 7月21日～令和6年3月31日
- ②～⑤ 7月15日～令和6年3月31日

※いずれも（土日祝を除く）。医療機関の都合により実施できない日がありますので、申込時に確認ください。

### ●申込み方法

- ① 市役所税務課国保係へ電話または窓口で予約
- ②～⑤ 各医療機関に直接予約

### ●募集人数 150人

※医療機関により検査できる人数が変わります。定員に達した場合、受付を終了する場合があります。



※詳細は、市ホームページをご確認ください。



#### [申込み・問合せ]

税務課 国保係 ☎ 55-5328



## TOPICS 05

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、以下の支給対象者に対し、対象となる児童1人につき5万円を支給します。

### ●支給対象者

#### 【ひとり親世帯の方】

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金給付等の受給により児童扶養手当を受給していない方で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方
- ③令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方で、令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響により家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入見込みとなつた方

#### 【ひとり親世帯以外の方】

- ④令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した方
- ⑤上記①から④のほか、平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童（特別児童扶養手当の対象児童の場合は、平成15年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童）を養育している方で、令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響により家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入見込みとなつた方

### ●申請・支給方法

支給対象者①、④に該当する方には、5月30日(火)に支給済みです。

支給対象者②、③、⑤に該当する方は、申請をすることで給付を受けることができます。5月下旬に詳細を記載した文書を送付しておりますので、必要書類を確認のうえ申請してください。

### ●申請期限 令和6年2月29日(木)

### ●申請先

子育て健康課子ども支援係（本庁舎2階 9番窓口）  
尾上総合支所庶務係  
碇ヶ関総合支所庶務係

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### [申込み・問合せ]

子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832

## TOPICS 06

## 令和5年度平川市「二十歳の成人式」の実行委員を募集します

令和6年1月7日(日)に開催予定の「二十歳の成人式」で企画・運営などに携わる実行委員のメンバーを募集します。自分たちの手で、一生に一度の式典を演出してみませんか？

### ●対象者

平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

※原則として、市内の中学校を卒業または市内在住の方で、打合せに参加できる方に限ります。



### ●活動内容

- ①打合せへの参加（内容の企画・検討など）
- ②前日の会場設営や事前準備
- ③式典の運営（司会・誓いのことば・参加者の受付など）

### ●打合せ日程

9月から計4回程度、平日の19:00から文化センターで実施予定です。

### ●申込期限 8月10日(木)

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### [申込み・問合せ] 生涯学習課 社会教育係 ☎55-5784

## TOPICS 07

## 平川市まちづくり支援事業補助金

あなたが実践する「まちづくり」を応援します！

地域の活性化に向けて、「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を行う団体を支援するため、事業に要する資金に対して「平川市まちづくり支援事業補助金」を最大で30万円交付します。



### ●補助対象団体

- ①構成員が3人以上で、構成員に市民がいる団体
- ②市内にて活動している、または市内で実施する事業についての実行委員会などを組織していること
- ③組織運営に関する規則（規約、会則等）があること

### ●対象となる事業

- 市民が誰でも参加できる事業
- 市民と補助対象者の労力により実施される事業など  
※令和5年度以降に実施する事業について、同一事業につき3回を限度に申請可能です。

### ●補助金額

補助対象経費に事業の交付経歴に応じた補助率を乗じて得られた額  
(千円未満切捨て) または30万円のいずれか低い額

事業の交付経歴	補助率	補助限度額
1回目	9／10以内	300,000円
2回目	7／10以内	
3回目	5／10以内	

[問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737

### ●応募について

補助金の交付申請前に、事業計画書や収支予算などの書類により審査し、事業の認定を受ける必要があります。

本補助金の活用をお考えの団体は、まずはご相談ください。

※補助金交付要綱や各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。



## TOPICS 08

## 子育てや介護の手続きをオンラインで行うことができます

子育てや介護に関する手続きを国が運営する「ぴったりサービス（手続の検索・電子申請）」からオンラインで行うことができます。

### ●ぴったりサービス（手続の検索・電子申請）とは？

国が運営する「マイナポータル」のサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービスです。これまで来庁し、紙などで提出していた各種申請が、マイナンバーカードを使って電子申請することができます。

ぴったりサービスの利用や申請方法等については、「マイナポータル」のホームページをご覧ください。

マイナポータル  
はこちら



### ●手続きが可能なものの

#### 子育て関係

- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 児童手当等の氏名変更／住所変更等の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等の受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 児童手当等の現況届
- 教育・保育給付認定の申請
- 保育施設等の利用申込
- 保育施設等の現況届
- 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 妊娠の届出

など 計15手続き

#### 介護関係

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 住所移転後の要介護・要支援認定申請

計11手続き

## TOPICS 09

## 住宅の耐震診断や耐震住宅へのリフォーム・建替えを支援します

市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」と「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を実施しています。

地震に強い建物かどうか診断できます！

### 平川市木造住宅耐震診断支援事業

募集件数  
5件  
(先着順)

申込期限  
11月30日(木)

**●診断費用** 自己負担額1万1,000円

※診断費用総額14万7,000円のうち13万6,000円は市が負担します。

※対象住宅の延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える場合は自己負担額が割増しになります。

**●対象者**

市内に対象住宅を所有している方、またはその親族

**●対象住宅** 昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

**●必要書類**

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
- ④住宅の概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑤2面以上の外観写真
- ⑥対象住宅の所有権者が確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
- ⑦市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



耐震住宅へのリフォーム・建替えを支援します！

### 平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業

募集件数  
5件  
(先着順)

申込期限  
10月31日(火)

**●補助金額** 建替え工事または耐震改修工事の耐震化にかかる費用の23%相当額で最大100万4,000円

**●対象者** 市内に対象住宅を所有している方、またはその親族で工事の完了後に住む方

**●対象住宅** 昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅で、耐震診断により評点が1.0未満と診断されたもの

**●対象工事** 既存住宅と同じ敷地内で行う建替え工事または耐震化のために補強を行う耐震改修工事

**●必要書類**

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③耐震診断結果報告書の写し
- ④工事見積書（耐震化にかかる費用がわかるもの）
- ⑤工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑥青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事の場合）
- ⑦対象住宅の所有権者が確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
- ⑧市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ] 建築住宅課 営繕係 ☎44-1111 (内線2233)

## TOPICS 10

## ブロック塀などの耐震改修で最大12万円を支援します

市では、ブロック塀などの地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市ブロック塀等耐震改修促進支援事業」を実施しています。

募集件数  
5件  
(先着順)

申込期限  
11月30日(木)



**●補助金額** 最大12万円

**●対象者** 市内に対象となるブロック塀などを所有している方、またはその親族

**●対象となるブロック塀**

緊急輸送道路、避難路に面しているブロック塀で、耐震診断の結果、不適合の項目があったもの

**●対象工事** 市内にあるブロック塀などの耐震改修工事または除却工事

**●必要書類**

- ①申込書
- ②誓約書兼同意書
- ③本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ④工事見積書（耐震改修にかかる費用がわかるもの）
- ⑤工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑥耐震改修計画（耐震改修工事の場合）
- ⑦土地の所有権者を確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
- ⑧市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ] 建築住宅課 営繕係 ☎44-1111 (内線2233)

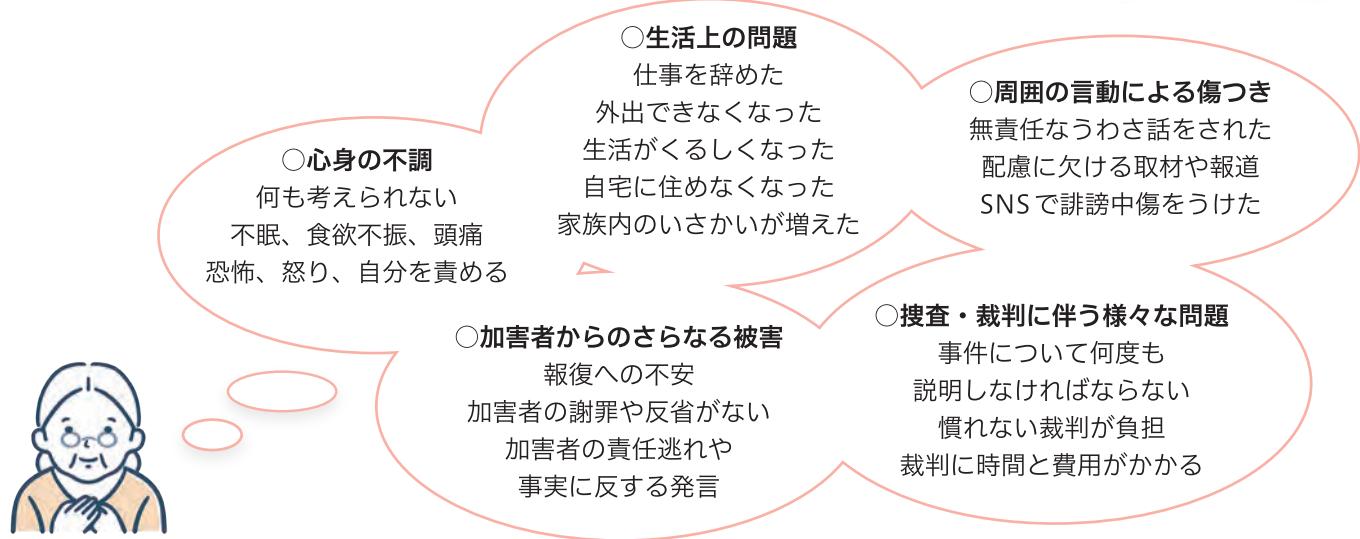
## TOPICS 11

## 平川市犯罪被害者等支援条例を制定しました

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者やそのご家族の方々は、直接的な被害を受けた後も周囲からの心ない発言などにより二次的な心身の被害を受けることがあります。

このため、市では犯罪被害者等の心に寄り添い、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組むため、令和5年4月に「平川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪に遭うと心身や財産等への被害に加え、**捜査や裁判等、司法上の手続きのほか、次のような事態も生じてきます。**



### ○犯罪被害者の皆さんへの支援内容

#### ○総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供、支援等の案内を行う窓口を市民課生活環境係に設置しました。(要予約)  
○経済的支援

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金等を支給します(令和5年4月1日以降に発生した犯罪の被害者またはその家族等)。要件等がありますので、詳細はお問合せください。

種別	支給対象者	支給額	備考
遺族見舞金	犯罪被害により死亡した方のご遺族である方	300,000円	
重傷病見舞金	犯罪被害により重傷病を負った方	100,000円	療養期間1か月以上
転居費用の助成	犯罪被害などにより今までの住居に住むことが困難となった方	上限200,000円 (1回まで)	引越し費用、敷金、礼金など
心理相談料の助成	精神的な被害からの回復のため精神科等のカウンセリングが必要な方	上限10,000円 (2回まで)	

### ○関係機関・支援団体

犯罪被害に遭ったら、一人で悩まずにご相談ください。

あおもり被害者支援センター	電話および面接による相談、専門相談、付添い支援	☎017-721-0783 月～金9:00～17:00 ※
あおもり性暴力被害者支援センター	相談、支援のコーディネート、専門相談、産婦人科などの紹介、付添い支援	☎017-777-8349 月～金9:00～17:00 ※ (受付時間外は国際コールセンターにつながります。)
青森県警察本部	警察安全相談	青森県警察本部警察安全相談室 ※ ☎017-735-9110または#9110 黒石警察署 ☎0172-52-2311 (代表) 【24時間対応】
	性犯罪被害に関する相談 (性犯罪被害110番)	青森県警察本部捜査第一課 ☎0120-89-7834または#8103 【24時間対応】
	少年被害に関する相談	弘前少年サポートセンター(弘前警察署内) ☎0172-35-7676 月～金 8:30～17:15 ※

※土日祝、年末年始休業を除く

[問合せ] 市民課 生活環境係 ☎55-5892